

## 御所市の地方創生に関する連携協定

御所市（以下「甲」という。）、株式会社南都銀行（以下「乙」という。）、株式会社みずほ銀行（以下「丙」という。）の3者（以下「3者」という。）は、御所市における、まち・ひと・しごと創生を推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 本協定は、3者が緊密に連携し、御所市のまち・ひと・しごと創生に資する取組を実施することにより、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために、3者は、次の各号に定める事項について、連携する。

- (1) まちづくりに関すること
- (2) 産業振興・イノベーションの促進に関すること
- (3) 観光・スポーツ振興に関すること
- (4) その他、まち・ひと・しごと創生の推進に関すること

第3条 3者は、前条の連携項目の推進、その進捗状況の把握及び全体の調整を行うため、定期的に協議を行うものとする。

第4条 3者のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結から2022年3月末日までとする。ただし、3者のいずれからも有効期間満了の1ヶ月前までに本協定の解約を申し出ない限り、有効期間は1年延長されるものとし、以後についても同様とする。

第6条 3者は、本協定に基づき提供された当事者の情報（以下「秘密情報」という。）については、第1条の目的のためのみに使用することとし、当該当事者の事前の承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。

ただし、次の各号に記載する情報については、この限りではない。

- (1) 提供を受けた際にすでに公知となっていた情報又は当事者からの提供後に自らの故意若しくは過失によらずに公知となった情報
  - (2) 当事者から提供を受けた際に、秘密保持義務を負うことなく、すでに保有していた情報、又は当事者からの提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく入手した情報
2. 第1項記載の当事者の情報には、個人情報又は顧客情報は含まず、個人情報又は顧客情報の提供はしない。
  3. 第1項の規定にかかわらず、以下の場合には、秘密情報を開示することができる。
    - (1) 法令等又は官公庁の要請により開示を求められた場合

- (2) 第1条の目的のために、自己の役職員に対して開示をする場合
  - (3) 内部管理・経営管理の目的のために、自己の親会社の役職員に対して開示をする場合
  - (4) 弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然にまたは契約により守秘義務を負うものに対して開示をする場合
4. 3者は、3者のうちいずれかから求めがあった場合、遅滞なく秘密情報の取扱状況等を報告するものとする。

第7条 本協定当事者は、それぞれ他の当事者に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」又は「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ本協定の有効期間にわたって該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して、暴力団員等であることを知りながら、資金を提供すること
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 本協定当事者は、自らまたは第三者を利用して、本協定に関して次の行為をしてはならない。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 本協定当事者が第1項または第2項の規定に違反した場合、当該違反した当事者は本協定から当然脱退する。
4. 本協定当事者は、他の本協定当事者が本協定に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）に関して、関連契約の当事者が反社会的勢力であることが判明した場合、他の本協定当事者に対して関連契約の解除等必要な措置を講ずることを求めることができる。

5. 本協定当事者が前項の規定により他の本協定当事者から必要な措置を講ずるよう求められたにも拘わらず、正当な理由なくこれを拒否した場合、当該拒否した当事者は本協定から当然脱退する。

第8条 本協定に定めのない事項又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた場合には、3者それぞれが誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

2021年2月24日

甲 奈良県御所市1番地の3  
御所市  
御所市長 東川 裕

乙 奈良県奈良市橋本町16番地  
株式会社南都銀行  
代表取締役 橋本 隆史

丙 東京都千代田区大手町一丁目5番5号  
株式会社みずほ銀行  
代表取締役 藤原 弘治